

## 調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1301 (2024.12.19)

# 地方公務員の副業・兼業

—地域に資する活動に焦点を当てて—

はじめに

### I 地方公務員における副業・兼業の制度

- 1 地方公務員法上の規定
- 2 趣旨
- 3 許可が必要な行為
- 4 現行法の制度上の問題点

### II 地方公務員における副業・兼業の運用実態

- 1 副業・兼業の実態の分類
- 2 地域貢献・地域課題解決活動
- 3 地域産業の補助労働力に特化した活動
- 4 副業・兼業の運用上の問題点等

おわりに

キーワード：地方公務員、副業・兼業、働き方改革、地方創生

- 地方公務員の副業・兼業が注目されつつある。その背景として、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を踏まえ、本業以外で地域の課題解決等に積極的に取り組むという観点と地域産業、中でも第一次産業である農林水産業の担い手不足という観点がある。
- 地方公務員法第 38 条に規定する副業・兼業の許可基準を明確化すること等を自治体に求める総務省通知を受け、先進自治体では副業・兼業の制度化が進んでいるが、運用上の問題点も指摘されている。
- 総務省の有識者検討会は、地方公務員の副業・兼業についても検討を行うとしており、今後の議論の動向が注目される。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 おちみどり 落美都里

第 1 3 0 1 号

## はじめに

我が国では、平成 29 (2017) 年、政府の「働き方改革実行計画」において、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」の 1 つとして副業・兼業の推進が掲げられた<sup>1</sup>。それを踏まえ、平成 30 (2018) 年 1 月の「副業・兼業の促進に関するガイドライン<sup>2</sup>」の策定及び「モデル就業規則<sup>3</sup>」の改正（副業・兼業を原則禁止する規定を削除し、副業・兼業に関する規定を整備）により、まず民間で副業・兼業の促進の取組が進められた。

人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃にかけて生じることが見込まれる変化・課題について議論した総務省の第 32 次地方制度調査会は、令和 2 (2020) 年 6 月の答申において、「民間人材と地方公務員の交流環境の整備」を公共私連携・協働の基盤構築の 1 つとして挙げた<sup>4</sup>。答申は、「多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を背景として、地方公務員も地域社会のコーディネーターや有為な人材として、公務以外でも活躍し、地域の課題解決等に積極的に取り組むことが期待されるようになっている<sup>5</sup>」と整理した上で、「公務と公務以外との「1 人複役」が可能となる環境整備を進めることが求められる<sup>6</sup>」と指摘している。

また、近年、地域産業、中でも第一次産業である農林水産業の担い手不足が深刻であり、繁忙期等の人手不足解消のために、その地域の地方公務員が「補助労働力」として重要な役割を果たし得るとの観点から、地方公務員の副業・兼業が注目されてきている<sup>7</sup>。

しかし、その地方公務員の数は、平成 7 (1995) 年以降、自治体の行財政改革等の取組により減少しており<sup>8</sup>、かつ 2010 年代以降、自治体の担う業務量が増え、自治体の人手不足感が高まっているとも指摘されている<sup>9</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 6 (2024) 年 11 月 28 日である。

<sup>1</sup> 「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）p.17. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/20170328/01.pdf>>; 働き方改革及び「働き方改革実行計画」の概要については、小池拓自「働き方改革と日本経済—労働参加率と労働生産性の向上—」『レファレンス』801 号, 2017.10, pp.43-52. <<https://doi.org/10.11501/10978285>> を参照。

<sup>2</sup> 策定後、副業・兼業のルールの特典化のための令和 2 (2020) 年 9 月改定、副業・兼業を希望する労働者の多様なキャリア形成の促進等のための令和 4 (2022) 年 7 月改定があった。「副業・兼業の促進に関するガイドライン 平成 30 年 1 月策定 (令和 2 年 9 月改定) (令和 4 年 7 月改定)」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000962665.pdf>>

<sup>3</sup> 策定後、令和 2 (2020) 年 9 月の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改定に伴い、副業・兼業についての記述が改訂された。厚生労働省労働基準局監督課「モデル就業規則 (令和 5 年 7 月版)」<<https://www.mhlw.go.jp/content/001018385.pdf>> なお、常時 10 人以上の従業員を使用する使用者は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない (労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 89 条)。

<sup>4</sup> 地方制度調査会「2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」2020.6.26, pp.10-11. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000693733.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000693733.pdf)>

<sup>5</sup> 同上, p.11.

<sup>6</sup> 同上, p.12.

<sup>7</sup> 神山智美「公務員の副業に関する一考察—地域における労働力確保のための検討—」『富大経済論集』67 巻 3 号, 2022.3, pp.411-439. <<https://doi.org/10.15099/00021550>>

<sup>8</sup> 自治体の総職員数は、平成 6 (1994) 年にピーク (3,282,492 人) となり、その後、令和 5 (2023) 年 (2,801,596 人) までに約 48 万人減少した。総務省自治行政局公務員部給与能率推進室「令和 5 年地方公共団体定員管理調査結果」2024.3, p.10. <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000937480.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000937480.pdf)>

<sup>9</sup> 蜂屋勝弘「地方公務員は足りているか—地方自治体の人手不足の現状把握と課題—」『JRI レビュー』88 号, 2021. 4, p.83. <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/12542.pdf>>

本稿は、こうした状況を踏まえた上で、主に許可要件を中心として<sup>10</sup>、地方公務員における副業・兼業の制度の現状を整理する。また、実施する副業・兼業の目的に着目して、特に地域に資する活動としての①「地域貢献・地域課題解決活動」及び②「地域産業の補助労働力に特化した活動」について、先進自治体における運用の実態を紹介し、副業・兼業の課題を整理することを目的とする。

なお、「副業」や「兼業」の用語には法律上の定義はなく、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等にも両者の区別や定義は見当たらない。本稿では、本来の職務以外に従事する業務（広義の副業）のことを、特に両者を区別することなく「副業・兼業」とする。また、副業・兼業には、(a)「従前から地方公務員である者が副業・兼業を行う場合」と(b)「民間人材が副業・兼業として自治体の業務を行う場合」があるが、本稿では、(a)の場合についてのみ取り上げる<sup>11</sup>。

## I 地方公務員における副業・兼業の制度

第 I 章では、地方公務員の副業・兼業の許可制について、地方公務員法に沿って概観し、問題点を整理する。

### 1 地方公務員法上の規定

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条は、任命権者の許可なく職員<sup>12</sup>が副業・兼業することを禁止している。任命権者の許可を要する副業・兼業は、①営利団体の役員等の地位を兼ねること、②自ら営利企業を営むこと、③報酬を得て事業又は事務に従事することと規定されている（同条第 1 項）。

また、人事委員会は、任命権者間で不均衡が生じないように調整を取るため<sup>13</sup>、人事委員会規則により任命権者の許可の基準を定めることができる（同条第 2 項）。

### 2 趣旨

法第 38 条第 1 項の趣旨は、①職員の職務専念義務（法第 30 条・第 35 条）が損なわれることを未然に防止すること、②職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり（憲法第 15 条・法第 30 条）、職員が特定の会社の役員等を兼ねていたり、報酬を伴う事務、事業に従事していたりすると、その利益を念頭において職務の公正を害するおそれがあること、

<sup>10</sup> 本稿では、副業・兼業した際の地方公務員の労働時間管理や安全配慮義務の問題点については取り上げない。これらの問題点については、渡邊徹「自治体における副業・兼業推進のリスク」『自治体法務研究』64号、2021.春、pp.31-35 に詳しい。

<sup>11</sup> (b) の場合で注目されるのは、地域活性化企業人制度である。地域活性化企業人制度とは、三大都市圏に所在する企業と地方圏の自治体が、協定書に基づき、社員を自治体に一定期間（6 か月から 3 年）派遣し、自治体を取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見をいかしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る総務省の取組である。平成 26（2014）年から開始した制度であり、当初は企業派遣型の方式で行われていたが、企業が社員の副業を認める流れの中、都市部の企業人材が個人として「自らのスキルを社会貢献に活かしたい」というニーズも増加していることから、企業派遣型に加え、令和 6（2024）年度から個人の副業型の方式も認められることとなった。副業型の場合は、社員個人と自治体が協定を締結し、自治体の業務に従事する。「地域活性化企業人制度とは」総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000948763.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000948763.pdf)>

<sup>12</sup> 本稿において「職員」とは、一般職の地方公務員をいう（法第 4 条第 1 項参照）。

<sup>13</sup> 橋本勇『新版 逐条地方公務員法 第 6 次改訂版』学陽書房、2023、p.809。

③職員は、職の信用を保持し、職全体の名誉を維持しなければならないことから（法第33条）、職員が公私を問わず、その品位を保持することの3点である<sup>14</sup>。

### 3 許可が必要な行為

#### (1) 営利団体の役員等の地位を兼ねること

職員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則）で定める地位を兼ねるには、任命権者の許可を受けなければならない（法第38条第1項）。

「役員」とは、株式会社の場合でいえば、取締役、監査役のような業務の執行又は業務の監査について責任を有する地位にある者及びこれらの者と同等の権限又は支配力を有する地位にある者をいう。その他人事委員会規則等で定める地位としては、営利団体の顧問、評議員、清算人等が考えられる。農業協同組合、消費生活協同組合等の非営利団体は、実質的には営利企業類似の行為も行っているが、それぞれを規制する法律で営利を目的としないものとされているため、「その他の団体」には該当しないものと解されている<sup>15</sup>。

#### (2) 自ら営利企業を営むこと

「営利企業」とは、工業、商業、金融業等の業種・業態を問わない。自家消費用を超えて営利を目的として生産する限り、農業も含まれる<sup>16</sup>。

#### (3) 報酬を得て事業又は事務に従事すること

報酬を得て事業又は事務に従事することは、営利を目的としない場合であっても禁止され、任命権者の許可を受けなければならない。よって、非営利団体から報酬を受けて事業又は事務に従事するときは、上記（1）には該当しないが（3）に該当することによって任命権者の許可が必要となる<sup>17</sup>。

ここでいう「報酬」とは、給料、手当等の名称のいかんを問わず、労務、労働の対価として支給あるいは給付されるものをいう。労務、労働の対価ではない給付、例えば講演料や原稿料等の謝金や実費弁償としての車代は、報酬には該当しないものと解されている<sup>18</sup>。

### 4 現行法の制度上の問題点

#### (1) 許可の基準や区分の不明確性

##### (i) 総務省の実態調査

任命権者の許可の基準や区分については、前節の（1）から（3）までのような法律上の基準はあるものの、実際に副業・兼業したい職員が、個別具体的な事例において許可の要不要を判断することは難しい。地域活動等の兼業については、一部の自治体から、「兼業許可の基準が明確ではないため、必要以上に制限的な運用がなされているのではないか」、「許可を要する

<sup>14</sup> 同上, pp.802-805.

<sup>15</sup> 同上, p.806; 行政実例昭和26年5月14日 地自公発第203号

<sup>16</sup> 同上, p.806; 行政実例昭和26年5月14日 地自公発第204号

<sup>17</sup> 同上, pp.806-807.

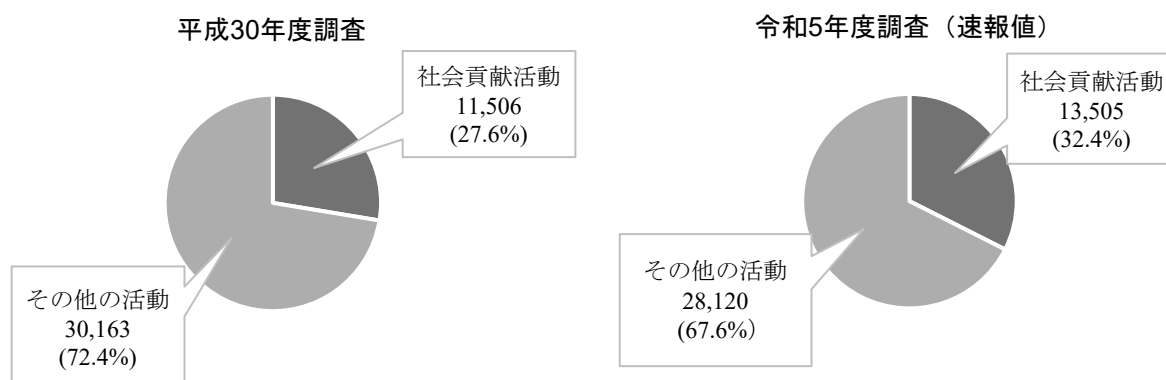
<sup>18</sup> 同上, p.807.

兼業の範囲が明確ではないため、本来許可を要しない行為までもが抑制されているのではないか」といった意見が寄せられていた<sup>19</sup>。

そのため、地方公務員制度を所管する総務省は、「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する実態調査<sup>20</sup>」を行い、その結果を公表した。本調査（以下「平成30年度調査」という。）の結果の概要は、以下のとおりである。なお、総務省は、兼業の件数等について令和5（2023）年度にフォローアップ調査を行っており<sup>21</sup>、当該調査（以下「令和5年度調査」という。）との数値の比較を下記に示す。

兼業許可件数の総数は、平成30年度調査では41,669件、令和5年度調査では41,625件であった。内訳は、平成30年度調査では社会貢献活動<sup>22</sup>が11,506件（27.6%）、その他の活動<sup>23</sup>の許可件数が30,163件（72.4%）、令和5年度調査では、社会貢献活動が13,505件（32.4%）、その他の活動の許可件数が28,120件（67.6%）である（図1参照）。

図1 兼業許可件数とその内訳



（出典）「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する実態調査（H31.4.1時点）」総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000664111.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000664111.pdf)>; 「地方公務員の兼業について」（第1回地方公務員の働き方に関する分科会 資料3）2024.9.30, p.6. 同 <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000973349.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000973349.pdf)> を基に筆者作成。

また、兼業許可の基準の設定については、平成30年度調査では、全自治体1,788団体のうち703団体（39.3%）が許可の基準を設定しており、許可の基準を設定している自治体のうち353団体が、許可の基準を内外に周知し、265団体が庁内に周知していた。令和5年度調査では、許可の基準を設定している自治体が1,151団体（64.4%）、そのうち許可基準を対外的若しくは庁内に周知している団体は1,007団体となった（図2参照）。

<sup>19</sup> 「地方公務員の社会貢献活動に関する兼業について」（第32次地方制度調査会第26回専門小委員会 資料2）2019.11.22, p.1. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000656248.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000656248.pdf)>

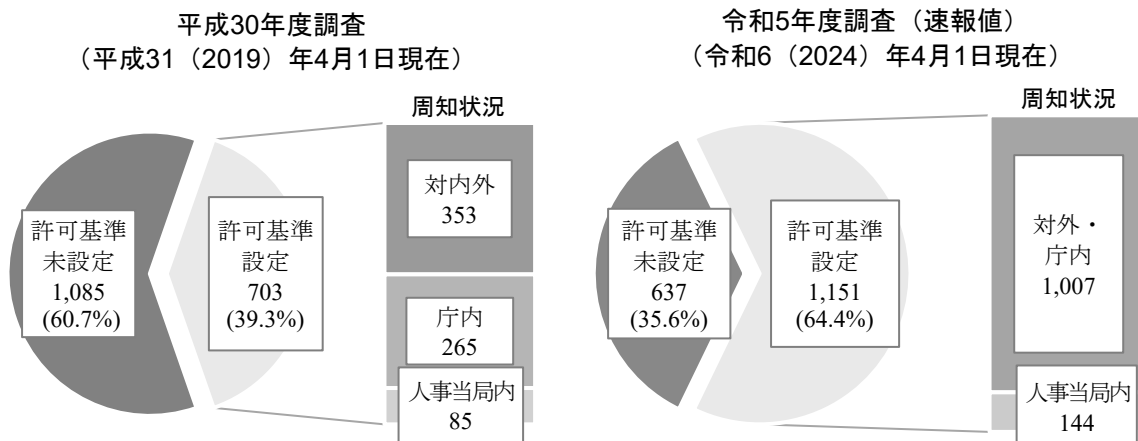
<sup>20</sup> 「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する実態調査（H31.4.1時点）」総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000664111.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000664111.pdf)>

<sup>21</sup> 調査結果は速報値である。「地方公務員の兼業について」（第1回地方公務員の働き方に関する分科会 資料3）2024.9.30, p.6. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000973349.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000973349.pdf)>

<sup>22</sup> 「伝統行事や地域イベントの振興に関する活動」、「地域ブランドや地場産品のプロモーション活動」、「地域の防災、防犯に関する活動」、「スポーツや文化芸術活動の指導・支援」、「教育や若者自立支援に関する活動」、「住民の生活支援や福祉に関する活動」、「環境の保全や監視に関する活動」、「移住者受入れや定住促進に関する活動」等を想定している。「地方公務員の社会貢献活動に関する兼業について」前掲注(19), p.2.

<sup>23</sup> 上記の社会貢献活動に該当しないものとして、「農業」（自家消費を除く。）、「不動産の賃貸」、「その他の家業の手伝い」等が想定されている。同上, p.2.

図2 許可基準の設定と基準の周知状況



(注) 令和5年度調査では、許可基準を設定している自治体の周知状況のうち、「対外」と「庁内」の内訳を区別していない。  
 (出典) 「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する実態調査 (H31.4.1 時点)」総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000664111.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000664111.pdf)>; 「地方公務員の兼業について」(第1回地方公務員の働き方に関する分科会 資料3) 2024.9.30, p.6. 同 <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000973349.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000973349.pdf)> を基に筆者作成。

(ii) 総務省通知

平成30年度調査の結果を受けて、総務省は令和2(2020)年1月に通知を発出し(以下「総務省通知」という。)、①兼業許可の公平性を担保するため、各自治体において詳細かつ具体的な許可基準を設定すべきものであること<sup>24</sup>、②兼業許可の透明性や予測可能性を確保し、社会貢献活動等の兼業を希望する職員が許可申請を躊躇なく行えるようにする観点からは、各自治体において許可基準を公表すべきものであること、③兼業による弊害を防ぐため、各自治体において兼業許可に一定の有効期間を設定した上で、兼業先の業務内容の報告を受けるなど、その実態把握等を定期的に行うべきものであること、という3点の方向性を示した<sup>25</sup>。

本通知については、「自治体職員の兼業の必要以上の制限・抑制が改善されることが期待される」との評価<sup>26</sup>や、「公務員の兼業・副業の推進は、国民の公務員に対するイメージとは、若干乖離することから、全ての自治体を動かす大きなうねりにはなっていないが、一部の先進自治体では、総務省通知を受けた取り組みが始まっている」との指摘がある<sup>27</sup>。

(iii) 人材育成・確保基本方針策定指針

総務省は、各自治体における人材の育成に関して、平成9(1997)年に「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針<sup>28</sup>」を策定していたが、「ポスト・コロナ期の地方公務員のあ

<sup>24</sup> なお、国家公務員については、既に平成31(2019)年に、内閣人事局からの通知等によって許可基準の明確化が図られていた。「職員員の兼業の許可について」に定める許可基準に関する事項について(通知)(平成31年3月28日閣内第225号)内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h3103kengyou\\_tuuchi.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h3103kengyou_tuuchi.pdf)>

<sup>25</sup> 「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)」の結果等について(通知)(令和2年1月10日総行公第1号)総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000664110.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000664110.pdf)>

<sup>26</sup> 小野英一「(自治体行政の視点)自治体職員の兼業—その制度と実態—」『自治体行政からの情報発信』24号, 2022.3, [p.2.] 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000796859.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000796859.pdf)>

<sup>27</sup> 松下啓一「(どう稼ぐ? どう使う? これからの地方財政戦略 第19回)自治体職員の兼業・副業—制度上の整理を中心に—」『地方財務』841号, 2024.7, p.222.

<sup>28</sup> 「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」総務省ウェブサイト <<https://www.soumu.go.jp/news/971127b.html>>

り方に関する研究会」の報告書<sup>29</sup>（令和5（2023）年9月）や第33次地方制度調査会答申<sup>30</sup>（令和5（2023）年12月）の内容を踏まえ、「人材育成」のみならず、「人材確保」や「職場環境の整備」を図るといった総合的な観点から、先の指針を全面的に改正した「人材育成・確保基本方針策定指針<sup>31</sup>」を令和5（2023）年12月に策定した。

本指針は、「行政のデジタル化による省力化・生産性の向上や新しい公共私間の協力関係の構築、それらを支える人材の育成・確保が急務である」として、デジタル人材を中心とした専門人材の不足や地方公務員の人材確保・育成、職場環境整備の問題等について基本的な考え方や検討事項を幅広く挙げている。その中では、「社会貢献活動などの兼業・副業は、人材育成に資するとも考えられる<sup>32</sup>」と指摘した上で、兼業・副業の環境整備についても取り上げられている。

## （2）非常勤職員等についての適用除外

法第38条第1項は、短時間勤務の職員及びフルタイム会計年度任用職員<sup>33</sup>以外の非常勤職員については適用されない（同項ただし書）。本規定は平成29年の改正<sup>34</sup>で追加されたものであり、会計年度任用職員のうちパートタイムの者については、その勤務形態の多様性等を踏まえ、営利企業への従事等の制限の対象外とすることとしたものである<sup>35</sup>。しかし、同項の趣旨（I2参照）の1つである職員の品位の保持の観点からは、これらの非常勤職員について法第38条第1項の適用を除外した改正の妥当性に疑問を呈する見解もある<sup>36</sup>。

## II 地方公務員における副業・兼業の運用実態

第II章では、先進自治体における運用の実態を概観し、問題点を整理する。

### 1 副業・兼業の実態の分類

自治体における副業・兼業の事例の類型化には、いくつかの手法がある。例えば、本稿でいう兼業・副業に、対価性が低い奉仕活動・ボランティア（自治会・町内会の役員、消防団活動等）、プロボノ、狭義の副業（副収入のための副業）、パラレルキャリアとしての副業（複業）を含める見解<sup>37</sup>や、主に職員の育成を目的としたスキルアップ型と、職員による地域の発展・活

<sup>29</sup> ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会「人材育成・確保基本方針策定指針に係る報告書」2023.9. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000906235.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000906235.pdf)>

<sup>30</sup> 「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」2023.12.21. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000918277.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000918277.pdf)>

<sup>31</sup> 総務省「人材育成・確保基本方針策定指針」2023.12.22. <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000918405.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000918405.pdf)>

<sup>32</sup> 同上, p.7.

<sup>33</sup> 会計年度任用職員制度とは、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員であり、1週間当たり38時間45分（常勤の一般職地方公務員と同一の勤務時間）勤務する者をフルタイム会計年度任用職員とし、それより短い勤務時間の者はパートタイム会計年度任用職員とする。法第22条の2第1項。稲継裕昭『この1冊でよくわかる！自治体の会計年度任用職員制度』学陽書房、2018, pp.77-79.

<sup>34</sup> 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日法律第29号）

<sup>35</sup> 「法律解説 総務 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律—平成二九年五月一七日法律第二九号—」『法令解説資料総覧』439号、2018.8, p.32.

<sup>36</sup> 橋本 前掲注(13), pp.803, 805. ただし、パートタイムの会計年度任用職員にも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用される。「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について（通知）」（平成30年10月18日総行公第135号・総行給第49号・総行女第17号・総行福第211号・総行安第48号）p.25. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000579717.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000579717.pdf)>

<sup>37</sup> プロボノとは、ラテン語で「公共善のために」を意味する pro bono publico の略語であり「法律や会計、広報といっ

性化を主な狙いとした地域貢献型に分ける見解<sup>38</sup>がみられる。

本稿においては、実施する副業・兼業の対象に着目し、①「地域貢献・地域課題解決活動」、②「地域産業の補助労働力に特化した活動」を取り上げる。

## 2 地域貢献・地域課題解決活動

### (1) 兵庫県神戸市の先駆的事例と他地域の動向

地域貢献活動・地域課題解決活動としての副業・兼業を制度化したのは平成 29（2017）年 4 月に開始した兵庫県神戸市の「地域貢献応援制度」が発端である<sup>39</sup>。兵庫県神戸市の制度設計の背景には、地域団体や NPO 等において、高齢化等に伴い、担い手不足が進んでいることがあり、市の職員が、知識・経験等をいかして市民の立場で、地域における課題解決に積極的に取り組むことを後押しすることを目的としている<sup>40</sup>。

報道等により兵庫県神戸市に類似した地域貢献・地域課題解決活動の促進のための副業・兼業制度が確認できた自治体は、表 1 のとおりである。

表 1 地域貢献・地域課題解決活動の副業・兼業を制度化した自治体の例

開始年	自治体名（開始月）
平成 29（2017）年	兵庫県神戸市（4 月 ※平成 30（2018）年 12 月改定）、奈良県生駒市（8 月 ※平成 30（2018）年 8 月改定）
平成 30（2018）年	京都府福知山市（5 月）、長野県（9 月 ※令和 4（2022）年 4 月改定）、宮崎県新富町（10 月）
令和元（2019）年	福井県（10 月）、茨城県笠間市（10 月）、北海道鹿部町（11 月）
令和 2（2020）年	島根県海士町（3 月）、岐阜県飛騨市（4 月）、愛知県東栄町（4 月）、新潟県（6 月） 北海道様似町（7 月）、徳島県美波町（10 月）
令和 3（2021）年	北海道増毛町（4 月）、福岡県飯塚市（4 月）
令和 4（2022）年	愛知県西尾市（2 月）、奈良県奈良市（2 月）、北海道（4 月）、北海道共和町（4 月）、 北海道新得町（4 月）、北海道池田町（4 月）、佐賀県佐賀市（4 月）
令和 5（2023）年	秋田県湯沢市（3 月）、福島県（令和 4（2022）年度末）、北海道浜中町（4 月）、 長野県千曲市（4 月）、和歌山県すさみ町（4 月）、北海道えりも町〔令和 5（2023） 年度〕、山形県上山市（5 月）、東京都狛江市（11 月）
令和 6（2024）年	徳島県吉野川市（1 月）、北海道小平町（4 月）、新潟県佐渡市（4 月）、埼玉県狭山市（4 月）、 北海道浦河町（7 月）

（注 1）各自治体のウェブサイト等の公表資料又は新聞報道等の資料によって特定できた自治体を挙げた。「開始月」とは、原則として制度の運用開始時期とし、規則等の整備の時期のみ判明した場合はその時期を採用した。また、資料上「今年度から」等としか開始時期の情報が判明しなかった自治体は、その旨 [] で表記した。

（注 2）表中の「改定」とは、対象が拡大する等、副業・兼業制度自体に変更があった場合をいう。

（出典）内平隆之ほか「公務員が報酬を得て行う地域貢献の支援制度とその課題—神戸市職員を対象とした地域貢献活動応援制度に関する 2021 年 WEB アンケート調査—」『日本建築学会計画系論文集』88 巻 810 号, 2023.8, p.2373. <<https://doi.org/10.3130/aija.88.2372>>; 自治体のウェブサイト情報等; 新聞報道を基に筆者作成。

た職業上の専門性を生かし、公益活動に無償で携わる活動」を意味する。また、パラレルキャリアとしての副業とは、「仕事以外の仕事を本業外で有し、社会活動等に参加することにより、本業とそれ以外のキャリアを両立させる生き方」として、P・F・ドラッカーが 1999 年に提唱した。杉岡秀紀「自治体における副業の意義と課題」『自治体法務研究』64 号, 2021.春, pp.6-7.

<sup>38</sup>（公財）東京市町村自治調査会「公務員の副業・兼業に関する調査研究報告書～職員のスキルアップ、人材戦略、地域貢献の好循環を目指して～」2020.3, p.46. <[https://www.tama-100.or.jp/cmsfiles/contents/0000000/900/fukugyo\\_all.pdf](https://www.tama-100.or.jp/cmsfiles/contents/0000000/900/fukugyo_all.pdf)>

<sup>39</sup> 兵庫県神戸市の「地域貢献応援制度」は、多くの資料で先進事例として紹介されている。「地方公務員の社会貢献活動に関する兼業について」前掲注(19), pp.3-4; 神戸市行財政局組織制度課「兵庫県神戸市「地域貢献応援制度」をはじめとした職員の副業・兼業の推進」『自治体法務研究』64 号, 2021.春, pp.36-38; 神山 前掲注(7), pp.430-431 等。

<sup>40</sup> 「地方公務員の社会貢献活動に関する兼業について」同上, p.3.



## (2) 許可要件

具体的な手法としては、各自治体が、対象となる職員、対象となる活動、許可要件の設定等を行い、法第38条の営利企業への従事等にかかる許可基準（前掲I3参照）を明確化することとなる。

対象職員は、法同様に一般職の職員（パートタイム会計年度任用職員は対象外）と明記しつつ、1年以上等の在職要件を設ける自治体が多い<sup>41</sup>。そのほか、職員の勤務成績が要件に加わる場合もある<sup>42</sup>。

制度の対象となる活動は、地域貢献・地域課題を解決するための活動や公益性の高い活動等と指定されることが多いが、想定している具体的な活動内容を典型的に挙げる例もある<sup>43</sup>。報酬を伴う活動という条件が加えられることもある<sup>44</sup>。

許可要件については、本来の業務に支障のないよう、勤務時間外や週休日及び休日の活動に限るとする例が大半であり、1日当たりや1か月当たりの上限時間数を設ける例もある<sup>45</sup>。活動地域については、「市内外」等と指定して自治体外での活動を明示的に認める例が多く<sup>46</sup>、活動地域の限定がない例もある<sup>47</sup>。審査の要件として、①団体等との間に特別な利害関係が発生しないこと、②営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと、③報酬は、社会貢献活動として許容できる範囲内であること等を挙げる例が多い<sup>48</sup>。ただし、営利を主目的とした活動であっても、公益性等に鑑み許可をする場合もみられる<sup>49</sup>。

<sup>41</sup> 兵庫県神戸市は、制度導入時は3年以上の在職要件を設けていたが、若手職員からの要望を受け平成30（2018）年4月に在職6か月以上の職員に拡充した。神戸市行財政局組織制度課 前掲注(39), p.37.

<sup>42</sup> 一例として、奈良県生駒市では、「活動開始予定日の直前の人事評価について、前1回の評価が目標達成度評価はB以上、職務行動評価はB2以上である者」とされ、「活動開始後の目標達成度評価または職務行動評価における評価項目がC評価以下になったとき」任命権者は直ちに許可の取消しを行うと規定している。本業の評価が低い職員が地域活動を行うことへの市民感情を考慮した要件である。「地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限の運用について」生駒市ウェブサイト <<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000010/10732/nyouyou.pdf>>; 小紫雅史『地方公務員の新しいキャリアデザイン—ワーク、ライフ、コミュニティ、セルフのブレンド—』実務教育出版, 2021, pp.49-50.

<sup>43</sup> 一例として、奈良県奈良市では、「地域の課題解決を目的とし、市内外の地域の発展・活性化に寄与する公共性の高い活動のうち、報酬を伴う継続的な活動で、以下の分類のいずれかに該当する活動」とした上で、「1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「2 社会教育の推進を図る活動」「3 まちづくりの推進を図る活動」「4 観光の振興を図る活動」「5 農村等の振興を図る活動」「6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」「7 環境の保全を図る活動」「8 地域の安全を図る活動」「9 災害救援活動」「10 子どもの健全育成を図る活動」「11 経済活動の活性化を図る活動」「12 その他、任命権者が認めるもの」という12の活動を規定し、さらに想定される具体的な活動例をウェブサイト上で公表している。「【市長会見】「市職員の副業」で地域貢献活動を推進」2022.1.14. 奈良市ウェブサイト <<https://www.city.nara.lg.jp/site/press-release/133312.html>>; 「地域貢献活動を行う職員の営利企業等の従事制限の許可基準等について」同 <<https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/139009.pdf>>

<sup>44</sup> 一例として、同条件を明記している奈良県生駒市の趣旨は、「適正な活動による適切な額の報酬は公務員でも受け取ってもよい、と明確に示すことにより、職員が気持ちよく地域活動に従事できる環境を整備した」とのことである。小紫 前掲注(42), p.47.

<sup>45</sup> 一例として、長野県では、令和4（2022）年の改定の際、心身の著しい疲労により職務遂行に影響を与えないためとして従事可能時間の上限を設定した（週8時間又は1か月30時間以内、また、平日勤務時間外の場合は1日3時間以内）。なお、この上限時間の基準は、国家公務員の基準と一致している。[長野県] コンプライアンス・行政経営課「職員の地域社会貢献活動の応援制度を充実します！」2022.3.25. <<https://www.pref.nagano.lg.jp/hisho/kensei/soshiki/soshiki/bukaigi/documents/20220325bukyotyoukaigihoukoku2.pdf>>; 内閣官房内閣人事局「国家公務員の兼業について（概要）」2019.3, p.5. <[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/kengyou\\_gaiyou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/kengyou_gaiyou.pdf)>

<sup>46</sup> 一例として、福岡県飯塚市では、「社会的課題の解決を目的とし、飯塚市内外を問わず、地域の発展や活性化に寄与する活動であること」と規定されている。[飯塚市] 総務部人事課「地域貢献活動応援制度」2021.4, p.2. <<http://www.city.iizuka.lg.jp/hatarakikata/documents/tiikikouken.pdf>>

<sup>47</sup> 一例として、京都府福知山市では、活動対象地域の範囲は特に明文化されていない。杉岡 前掲注(37), p.8.

<sup>48</sup> 要件は長野県の例。[長野県] コンプライアンス・行政経営課 前掲注(45)

<sup>49</sup> 一例として、宮崎県新富町では、コンビニのアルバイトであっても「今や地域になくは困る存在だから」との理由で副業が認められるとの町長談が報じられている。「公務員「副業」人手補う」『西日本新聞』2019.2.19. また、島根県海士町の例では、基幹産業である農林漁業、島内の観光業も想定し、「勤務時間外での営利活動も含む地域での活動を促進」と規定する。海士町半官半X推進における目的と定義を定める条例（令和2年3月17日海

副業・兼業の許可を得た職員は、毎年度活動実績の報告を行うことを求められる<sup>50</sup>。

### 3 地域産業の補助労働力に特化した活動

#### (1) 和歌山県有田市の先駆的事例と他地域の動向

前項で紹介した事例においても、地域課題の解決の観点から、実際には地域産業の補助労働力となる副業・兼業を想定している制度は多い。例えば、北海道鹿部町の事例では、スポーツクラブの指導者や消防団員等も想定してはいるが、町の基幹産業である漁業（ホタテ・昆布漁の手伝い）や水産加工業等の深刻な人手不足の解消を目的として許可基準を明確化したとされる<sup>51</sup>。

地域産業の補助労働力に特化した副業・兼業を制度化したのは、特産のミカンの収穫作業における人手不足を背景にした令和2（2020）年10月の和歌山県有田市が発端である<sup>52</sup>。その後、様々な自治体が、対象の作物等を限定する等した上で、地域産業（農業・漁業等の活動）に特化した副業・兼業を制度化している（表2）。

表2 地域産業の補助労働力に特化した副業・兼業を制度化した自治体の例

自治体名	開始時期	対象の地域産業（作物等）
和歌山県有田市	令和2（2020）年9月	ミカン
青森県弘前市	同年10月	リンゴ
熊本県あさぎり町	令和4（2022）年1月	ミシマサイコ（薬草）
長野県	同年4月（追加）	リンゴ・ブドウ・高原野菜等
北海道沼田町	〔同年度〕	トマト
北海道（日高振興局）	同年6月	日高管内の第一次産業
山形県	同年6月（令和6（2024）年5月改定）	サクランボ（当初収穫作業に限定。改定時に摘果作業等に拡大）
山形県寒河江市	同年6月	サクランボ
福島県福島市	同年7月（令和6（2024）年6月改定）	制度開始時は果樹限定。改定時に市内農業全般に拡大
兵庫県丹波篠山市	同年8月	黒枝豆等の市特産物
三重県御浜町	令和5（2023）年3月	柑橘
北海道深川市	同年4月	市内の作物栽培・収穫
栃木県鹿沼市	同年4月（追加）	イチゴ等
山形県山形市	同年5月	サクランボ
山形市天童市	同年6月	サクランボ
山形県東根市	同年6月	サクランボ
山形県南陽市	同年6月	市内の農家（米、果樹、野菜等）における農作業等
北海道留寿都村	同年7月	村内の第一次産業
青森県板柳町	同年8月	リンゴ
埼玉県毛呂山町	同年11月	ユズ

士町条例第1号）第2条第1号。海士町例規集 <<http://www.town.ama.shimane.jp/gyosei/pdf/66f03719bba1de73cf6b76bffb5852ec5affb713.pdf>>;「海士町 職員の副業OK 人手不足の地場産業支援」『山陰中央新報』2020.5.4。

<sup>50</sup> 一例として、兵庫県神戸市では、兼業許可を受けた職員は毎年度2月末日までに所属長を通して人事課に実績報告書等を提出し、任命権者は実績報告を受けて許可基準を満たさないと判断した場合は、その理由を付して翌年度の許可を行わない旨の通知を本人に送付することとされている。「地方公務員の社会貢献活動に関する兼業について」前掲注(19), p.4。

<sup>51</sup> 神山 前掲注(7), pp.433-434。

<sup>52</sup> 滝沢貴大「ミカンの収穫、市職員が副業でお手伝い 人手不足を解消」『朝日新聞デジタル』2020.12.13. <<https://www.asahi.com/articles/ASNDD73V6NDDPXLB001.html>>; 「公務員 農家支援の副業OK」『中国新聞』2022.5.8。

(注 1) 各自治体のウェブサイト等の公表資料又は新聞報道等の資料によって特定できた自治体を挙げた。「開始時期」とは、原則として制度の運用開始時期とし、規則等の整備の時期のみ判明した場合はその時期を採用した。また、資料上「今年度から」等としか開始時期の情報が判明しなかった自治体は、その旨 [] で表記した。

(注 2) 開始時期に(追加)とあるのは、従来からあった地域貢献・地域課題解決のための副業・兼業制度に、地域産業の補助労働力に特化した副業・兼業を明記したことをいう。

(出典) 「公務員「農で副業」急拡大」『日本農業新聞』2022.6.25; 新聞報道; 自治体のウェブサイト情報等を基に筆者作成。

## (2) 許可要件

地域産業の補助労働力となる副業・兼業の許可要件についても、前項の地域貢献・地域課題解決活動の許可要件とおおむね共通するが、収穫作業等の繁忙期が短期間に集中するため、そもそも期間を限定して許可する制度が多くみられる<sup>53</sup>。また、1日当たりや1か月当たりの上限時間数を設ける例が大半である<sup>54</sup>。活動地域が自治体内に限定される例が多いが<sup>55</sup>、作物の指定がある場合自治体外での活動を認めている例もある<sup>56</sup>。また、例えば農業の場合、農家と特別な利害関係が生じるおそれのある職員(補助金支出担当等)は対象から除かれる<sup>57</sup>。

## 4 副業・兼業の運用上の問題点等

### (1) 副業・兼業の利点

地域貢献・地域課題解決活動及び地域産業の補助労働力に特化した活動における自治体職員の副業・兼業の運用については、地方創生の観点から、地域の課題に直接触れること、職員自身が一市民として地域活動に汗を流すことが必要である、といった副業・兼業に積極的な首長からの意見<sup>58</sup>や、副業・兼業には副次的に越境学習と同じような効果が見込まれるという意見<sup>59</sup>及び業務外で自己実現の可能性を高めることで、離職を踏みとどまらせる効果が期待できるという有識者の指摘もある<sup>60</sup>。農業の兼業・副業については、非農家や市外出身の職員が地域の特産品について知ることは、人材育成にもつながるという総務課担当者の期待も報じられている<sup>61</sup>。

実際に副業・兼業を行った職員からの意見としては、「異業種の方と知り合い接することから得られる知識などを本業に活かせる、アイデアの幅も広がる」、「無償で活動していた時よりも、責任を感じるようになり、一つ一つの行動をより深く考えるようになった」等のメリッ

<sup>53</sup> 一例として、山形市の「サクランボ職員応援制度」(山形市チェリ活応援制度)では、令和5(2023)年度の実施期間を令和5(2023)年5月27日から同年7月17日までとしている。「山形市サクランボ職員応援制度(山形市チェリ活応援制度)の実施について」(市長記者会見資料)2023.5.17. 山形市ウェブサイト <[https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/011/620/20230517.pdf](https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/620/20230517.pdf)>

<sup>54</sup> 一例として、北海道日高振興局の「ナナイロひだかサポーター制度」の場合、振興局の勤務時間外かつ週8時間以下、月30時間以下、通常勤務を行う日は3時間以下と規定されている。「ナナイロひだかサポーター制度」北海道日高振興局ウェブサイト <<https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/nanairo supporter.html>>

<sup>55</sup> 一例として、和歌山県有田市は市内のミカン農家に限定する。「ミカン農家で市職員が副業 労働力不足の基幹産業を支える」『京都新聞』2022.3.20.

<sup>56</sup> 一例として、青森県板柳町では、リンゴ農家又は農業法人の町内外を問わない。「職員のリンゴ収穫 副業バイト可能に 板柳町」『東奥日報』2023.8.15.

<sup>57</sup> 一例として、青森県弘前市では、「兼業しようとする職員が占める職と許可に係る兼業先との間に、特別な利害関係が発生するおそれがあるとき」は許可されないものと規定されている。「弘前市職員のりんご農家等への従事等の制限に係る許可に関する要領」第4条第1項 <<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/apple/ringo-youryo u.pdf>>

<sup>58</sup> 小紫 前掲注(42), p.47.

<sup>59</sup> 稲継裕昭・大谷基道『職員減少時代の自治体人事戦略—現場のリアルな悩みを解決する—』ぎょうせい, 2021, p.47.

<sup>60</sup> 同上

<sup>61</sup> 「丹波篠山の農業、盛り上げよう 黒豆副業認めます 市が人手不足解消へ」『毎日新聞』(兵庫版)2022.8.11.

トが挙げられたほか<sup>62</sup>、見聞を広げることが、県職員としての政策立案に資する取組になるというアンケート回答<sup>63</sup>や、報酬をもらえる分、働きがいがある<sup>64</sup>等の意見がみられる。

## (2) 副業・兼業の問題点

(1) で紹介したような利点がある一方で、上司・職員の理解・考え方により自治体職員の兼業が阻害されている現場の実態があると指摘されている<sup>65</sup>。それに加えて、自治体の人手不足感が高まる中、業務量の削減や働き方の柔軟化がなされなければ、現実的に副業・兼業に取り組めないという当事者の声もある<sup>66</sup>。実際に、例えば農業分野の兼業・副業制度の参加についてみると、ミカンの和歌山県有田市では、令和2(2020)年度は5人、令和3(2021)年度は6人、令和4(2022)年度は4人、令和5(2023)年度は12月25日現在で2人と減少した。リンゴの青森県弘前市も、令和3(2021)年は32人だったが、令和4(2022)年は9人、令和5(2023)年は2人と報じられており、新型コロナウイルス感染症対策による社会生活の制限がほぼなくなり、本来の業務が戻って副業・兼業の時間が取れなくなったのではないかと分析されている<sup>67</sup>。また、「労働力不足を公務員の副業・兼業で解消するというのはあまりに安易な発想」であり、公務員に過度の負担を強いることになりやすいとの有識者からの批判もある<sup>68</sup>。

より大きな課題としては、総務省通知を受けた先進自治体が、社会貢献となる兼業に限って許可する基準を設けていることについて、法第38条の立法趣旨に鑑みれば差し支えることのない、「職務に影響を及ぼさず、かつ社会貢献とは言えない事業等(例えば創作・表現・芸能活動、小規模商業活動など)」が当該制度の運用上制限され、それを行おうとする者が萎縮することや、「ある事業等が社会貢献であるか否か」は主観的要素が大きく、兼業許可を消極的に運用することが懸念されるとの有識者の指摘がある<sup>69</sup>。

## おわりに

現在の地方公務員の副業・兼業への取組は、令和2(2020)年の総務省通知を受けて、あくまで法第38条の枠内で、営利企業への従事等にかかる許可基準の明確化を図ることにより行われている。令和5年度調査によれば、許可の基準を設定している自治体の割合は平成30年

<sup>62</sup> 小紫雅史「自治体における副業・兼業を活かした人材活用戦略とその取組(奈良県生駒市の事例)」『自治体法務研究』64号、2021.春、p.26。また、令和2(2019)年10月27日から同年11月16日にかけて山形県内の地方公務員を対象にウェブアンケート形式で行われ、「業務外で行っている活動」(本稿における地域貢献・地域課題解決活動及び地域産業の補助労働力に特化した活動には限られない。)の実態を調査した公務員 Shift プロジェクト「山形県内における公務員のパラレルキャリア(兼業)への意識に関するアンケート調査【報告書 ver.1】」2021.3、p.15。<<https://researchmap.jp/reso2100/misc/32136182>>では、「人脈が広がる」、「地域に貢献できる」、「視野が広がる」等のメリットが挙げられている。

<sup>63</sup> 「オール山形でさくらんぼ収穫の人手確保へ」『ビジネス・レーバー・トレンド』2022.11。労働政策研究・推進機構ウェブサイト <[https://www.jil.go.jp/kokunai/blt/backnumber/2022/11/ctt\\_yamagata.html](https://www.jil.go.jp/kokunai/blt/backnumber/2022/11/ctt_yamagata.html)>

<sup>64</sup> 「公務員 副業は「収穫」サクランボ農家 人手不足」『読売新聞』2023.7.13。

<sup>65</sup> 小野英一「自治体職員の兼業に関する基礎的考察—動向、制度、効果・影響、阻害要因—」『東北公益文化大学総合研究論集』44号、2023.3、p.84。

<sup>66</sup> 山本泰弘「総務省による地方公務員の兼業等促進策は当事者の認識と合致するか—公務員の兼業は地域貢献でなければならないのか? (問題提起)—」『地域活性研究』17号、2022、pp.266-267。

<sup>67</sup> 「町職員 副業で収穫 毛呂山の「桂木ゆず」 制度導入し高齢農家支援」『埼玉新聞』2023.12.31。

<sup>68</sup> 嶋田暁文「広がる公務員の副業と農業 単なる労働 本末転倒」『日本農業新聞』2022.10.30。

<sup>69</sup> 山本 前掲注(66)、pp.266-267。

度調査に比べて増えているが、制度化がなされた自治体であっても、周囲の理解や業務量といった環境要因等により、職員が実際の副業・兼業を行うには様々な運用上の障壁がある。

総務省は、令和5（2023）年10月、有識者による「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」を設置した。自治体を取り巻く状況（社会情勢等）が大きく変革する中で、地方公務員制度の理念やその実現のための手法が時代に即したものとなっているのか、という問題意識の下、令和7（2025）年度までを目途として、新たな時代にふさわしい地方公務員制度やその運用を総合的な見地から検討中である<sup>70</sup>。

令和6（2024）年9月30日、同検討会の下に「地方公務員の働き方に関する分科会」が設置され<sup>71</sup>、分科会の主なテーマの1つとして「兼業・副業」が挙げられている<sup>72</sup>。まだ本格的な議論には至っていないが<sup>73</sup>、今後、地方公務員の働き方改革の議論と合わせ、副業・兼業がどのように制度設計されることになるのか、同分科会の議論の動向が注目される。

---

<sup>70</sup> 「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」（第1回社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 資料2）2023.10.17. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000926743.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000926743.pdf)>

<sup>71</sup> 「地方公務員の働き方に関する分科会の概要」（第1回地方公務員の働き方に関する分科会 資料2）2024.9.30. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000973348.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000973348.pdf)>

<sup>72</sup> 同上, p.1.

<sup>73</sup> 第1回地方公務員の働き方に関する分科会において、井上健次委員（全国町村会（毛呂山町長））は、特産のゆずの収穫作業を内容とする兼業について、職員が町の特産品のことをよく理解ができ、農家も町に対する信頼感が得られており、町として一石何鳥もなっていると評価している。常見陽平委員（千葉商科大学国際教養学部准教授）は、地方公務員の兼業が、社会貢献活動という地方自治体側（使用者側）の視点になっていることが「世の中の副業、兼業制度の流れと大きく乖離して」おり、個人の才能をいかに花開かせるかという部分にもっと注目をすべきであると指摘し、黒田玲子委員（東京大学環境安全本部准教授（産業医））は、副業・兼業のやりがい搾取の問題や長時間労働の懸念を挙げる等、副業・兼業について各委員の意見交換が行われた。「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会地方公務員の働き方に関する分科会（第1回）議事概要」2024.9.30, pp.11-18. 総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000977418.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000977418.pdf)>